

令和3年

10月農業委員会総会議事録

■日時	2021年（令和3年）10月14日（木）14：30～14：55	反訳：株式会社
■場所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（11名）</p> <p>1 若林 主治    2 橋本 卓爾    3 辻野 清一    4 西辻 達佳    5</p> <p>6 藤原 松男    7 前田 敏行    8 岡田 如弘    9 福本 敏行    10 飯阪 保</p> <p>11                    12 友田 博文    13 式森 彦人</p> <p>[欠席委員] 計（2名）</p> <p>5 田口 榮男    11 森 勝義</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>中塚 好一            富永 利幸            丸鳩 清乃            麓 信也</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 農地使用貸借権の解約通知確認について</p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和3年10月の委員会総会を進めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶よろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>本日の出席者数を事務局から報告願ひます。</p>
事務局	<p>本日、委員会に出席されております委員は11名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡ありました委員は、5番、田口委員、11番、森委員。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、友田会長、よろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>それでは、本日の議事録署名人は、10番、飯阪保委員、12番、式森彦人委員の御両名にお願ひいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>議案書1ページをお願ひいたします。</p> <p>10月委員会議事日程、議案第1号から議案第2号、報告第1号から報告第4号となっておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案書2ページをお願ひいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転4</p>

件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。

議案書 3 ページをお願いいたします。

議案第 1 号、1 番・2 番、平井町の物件につきましては関連があることから一括説明願います。事務局。

事務局

事務局の麓でございます。

議案書 3 ページ、1 番・2 番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は平井町で、地目は田 3 筆、畑 1 筆、面積は 3, 4 5 4 m<sup>2</sup>、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稲、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約 1 0 k m、車で 2 0 分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機などを保有しており、農業従事日数は 2 0 0 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、水稲と野菜作りに利用しますとのことです。

続きまして、地区担当の田口委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ水稲と野菜栽培されており、譲渡人・譲受人に意思確認しました。譲渡人は譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で水稲や作物を栽培する予定です。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第 1 号、1 番・2 番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 1 号、3 番、黒石町の物件について、事務局から説明願います。事務局。

事務局

議案書 3 ページ、3 番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は黒石町で、地目は田 2 筆、面積は 1 8 7 m<sup>2</sup>、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約1 km、徒歩または軽トラックで10分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は100日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用については周辺農地に支障のないよう使用しますとのことです。

続きまして、地区担当の井阪推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ野菜栽培されており、譲渡人・譲受人に意思確認しました。譲渡人は譲渡することに同意されており、譲受人は、申請地で作物を作付する予定です。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、3番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、4番、仏並町の物件につきまして、事務局から説明願います。事務局。

事務局

議案書3ページ、4番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は仏並町で、地目は畑1筆、面積は2,961㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約1.1 km、軽トラックで23分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用については周辺農地に支障のないよう使用しますとのことです。

続きまして、地区担当の式森委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ保全管理されており、譲渡人・譲受人に意思確認しました。譲渡人は譲渡することに同意されており、譲受人は、申請地で作物を栽培する予定です。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございま

せんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく  
お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、4番については許可することに決定いたします。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和  
55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画4件を別表のとおり  
定めるものといたします。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第2号、1番から4番、阪本町、観音寺町の物件について、関連があることか  
ら一括説明願います。事務局。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書5ページ、6ページ、1番から4番について説明させていただきます。

物件の所在地は阪本町、観音寺町で、地目は田12筆、面積は8,067㎡でござ  
います。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につ  
きましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がな  
いことを確認しております。

続きまして、地区担当の森推進委員、片桐推進委員から受けました調査結果の報告  
をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸手に意思確認いたしました。  
貸手は貸すことに同意されております。申請どおり問題ありませんと報告を受けてお  
ります。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございま  
せんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく  
お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

橋本委員

すみません、ちょっと補足説明をお願いしたいんですけども、この借手の株式会  
社茄子葉、この会社の中身が私なんかは全然分からないので、少し御説明いただけま  
すか。どういう会社でどういうことをやっているのか。

辻野委員

僕がよう知っているのです。水なす農家なんです。専業農家です、小田町で。それを

会社にしたんです。

西辻委員

農業法人やろう。

辻野委員

農業法人でもない。

橋本委員

でも、法人なので株式会社の形式なわけね。もともとは農家の方ですか。

辻野委員

専業農家です。みんなで作ってんねん。秋はお米を作るために土地を借りていると。大規模に稲刈りして、土地を借りたということなんです。

橋本委員

米以外にも野菜とかをお作りになっているんですか。

辻野委員

水ナスをやっています。水ナスとかダイコンとか。

橋本委員

なるほど。了解しました。

友田会長

橋本委員さん、これ、この前のときに茄子葉の了解をしている分ですわ。

事務局

新規就農で。

事務局

6ページの下のところ、補足情報として、9月の特別審査にて受理されていますということで、特別審査で。

橋本委員

そうだったかな。

友田会長

そうなんですよ。

事務局

特別審査は、橋本委員は……

橋本委員

入っていなかったんかな。

事務局

メンバーじゃないんであれですけども。

橋本委員

だけど、一応質問はいいですね。

事務局

全然いいですよ。全然やぶさかではないですよ。聞いていただいたら結構かなと。

橋本委員

聞いたことない名前だったものですから。どうもありがとうございました。

友田会長

辻野さん、ありがとうございました。

そういうことで、事務局の説明は終わりました。

御意見ももうほかにございませんね。

(質問等なし)

ほかはないということで、議案第4号、1番から4番については決定することいたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書7ページ、報告第1号 農地使用貸借権の解約通知確認について、農地使用貸借権の解約1件に関する通知を別表のとおり確認するものとします。

8ページを御参照ください。

次に、議案書9ページ、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約1件に関する通知を受理しましたので、別表のとおり報告いたします。

10ページを御参照ください。

次に、議案書11ページ、報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用3件を専決により受理いたしましたので報告いたします。

次に、12ページを御参照ください。

続きまして、議案書13ページ、報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転4件、専決により受理しましたので報告いたします。

14ページを御参照ください。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

一応全て終わりましたけれども、何か御質問ありましたらお受けしたいと思うんですけれども。

橋本委員

ちょっとよろしいですか。質問ではなくてお願いなんですけど、私、去年新しく農業委員に就任させていただいたんですが、コロナ等の関係で1年間研修というのか、新しい委員の研修とかを受けることなく、もう1年有余過ぎているわけなんですけど、そういう新しい委員に対する研修というのは、和泉市の場合はないんですか。

今までコロナというのでいろいろ感染問題とかあったので非常にやりにくい状況だったのですが、できたらそういう研修をしていただいたらありがたいなと思っているんです。やり方についてはいろいろとお任せしますけれども。

友田会長

今まで研修は……

事務局

ないですね。

友田会長

ないんやな。

橋本委員

ないんですか。

友田会長

今度行く分が研修になるんやな。

事務局

研修になってきます。

藤原副会長

泉大津なんかとかは高石でやったんですやんか。あれは研修やったん違いますの。

事務局

泉大津、高石というのは。

藤原副会長

僕、泉大津も行ったし、高石市も研修会で行っているんですけれども。全体研修じゃなくて、今回のこれじゃなくて、もともとこれは大阪府全部でやっていたでしょう。それで泉州地域だけで……

事務局

泉北地区だけで、今回10月……

藤原副会長

やっていましたよね。

事務局

昨年も同じところでやらせていただいたんですけれども、今回も同じところでやるような予定はしている……

藤原副会長

それは泉佐野の分でしょう。

事務局

はい。

藤原副会長

持ち回りで、何か高石が持って、次に泉大津さん持って……

事務局

地区の協議会は持ち回りで各市町村やっています、泉北地区で。

藤原副会長

やってますやろう。あれは今、ずっと飛んでいるんですよね。

事務局

いや、今はもう、せやから活動はそんなにやっていないんですけれども、大阪府の全体の農業の集まりは今まであったんですけれども、コロナの影響で地区単位でやるようになっています。

藤原副会長	やってますやろう。それが今度の11月の分でしょう。
事務局	そうですね。10月26日。
藤原副会長	10月の分でしょう。せやけどそれ以外にも一遍やってみましたよね、泉大津でやったり、各泉北地区だけの……
事務局	持ち回りで、昔は、前はやっていました。
藤原副会長	あれはもうなくなったんですか。
事務局	コロナの影響でちょっとなくなってきています。
藤原副会長	それまでやっていたような気がするんやけれども。
橋本委員	いろんなところで聞きましたら、かなりの委員会でやっているということを知りましたので、いつか和泉市もということで声がかかるんじゃないかなと心待ちにしているんですけれども。
事務局	また案内がありましたら、委員さんのほうには御案内させてもらう予定です。
友田会長	橋本委員さんはどんな研修を御希望なんですか。
橋本委員	やっぱり農地法の問題とか、特に一番基礎的なところですよ。もちろん自習してというか独習でしっかり勉強しようということも必要なんですよけれども、やっぱり新しい、私なんかは特に地元の農業のことをあまり知らないから、そういう新しい委員については農地法の基礎的なこととか転用についてとか、そういう基礎的な法制度についてとか、あるいは和泉市の農業の状況とか、そういうことについては教えていただいたほうが、研修を受けたほうがよりベターではないかなと思っております。 もちろん私自身もできるだけ自習はしますよ。
友田会長	分かりました。
橋本委員	可能でしたらお願いしたい。
友田会長	一応お聞きしておいて、よく事務局と検討して、また……
橋本委員	だから和泉市の場合、何人が新しい委員かちょっと知らないですけども、私1人かも分かりませんが、1人だけだったら、あるいは泉大津とか周辺の岸和田辺りに行かせてもらっても結構ですので。
友田会長	ここだけで、和泉市だけですか、ほかのところを入れてするか、それはまた検討させてもらうて。
橋本委員	それは効率を考えてやってください。
友田会長	いい意見でありありがとうございます。 ほかに御意見ございませんか。 (質問等なし) なければ、今日は委員会をこれで終了させていただきたいと思います。 ありがとうございました。



閉会時間 14時55分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員